

金融監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン - (第1分冊：預金取扱金融機関関係)

現 行	改 正 後
<p>3 信託兼営金融機関関係</p> <p>3 - 5 信託兼営金融機関監督上の留意点</p> <p>3 - 5 - 2 (新設)</p>	<p>3 信託兼営金融機関関係</p> <p>3 - 5 信託兼営金融機関監督上の留意点</p> <p>3 - 5 - 2 信託財産の市場運用に係る監督上の留意点</p> <p><u>信託財産の運用に関する社内規則(注)が整備されているか。また、当該規則に基づく運用が確保される体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(注)受託者責任の観点から、例えば次のような事項が規定されているかに留意する。</u></p> <p><u>イ 受託者責任に関する基本的な考え方(善管注意義務及び忠実義務の遵守等)を定めているか。</u></p> <p><u>ロ 運用方針・運用内容等(貸株取引に関する事項も含む。)について、委託者に対する説明義務を定めているか。</u></p> <p><u>ハ 市場取引において遵守すべき原則(例えば、価格操作・風説の流布の禁止、引値保証取引に関する事項等)を定めているか。</u></p> <p><u>ニ 取引執行能力、法令遵守(コンプライアンス)、信用リスク、取引コスト等を勘案した取引証券会社等の選定に係る基準を定めているか。</u></p>